

令和 7 年度第 1 回八千代市健康まちづくりプラン推進・評価委員会会議録

【日時】 令和 7 年 7 月 28 日（月） 午後 2 時～午後 2 時 55 分

【場所】 保健センター 第 1 会議室

【議題】

- (1) 会長・副会長の互選
- (2) 八千代市第 3 次健康まちづくりプランの改定について
- (3) 八千代市第 3 次健康まちづくりプランに基づく事業の進捗状況調査について
- (4) 令和 7 年度の各分野における取組予定について

【出席者】

推進・評価委員（計 15 名） 福田会長，河野委員，松本委員，河添委員，
椎名委員，白坂委員，会田委員，蜂谷委員，
栗根委員，渡部委員，服部委員，天正委員，
柏木委員，大関委員，和崎委員

事務局（計 19 名）健康福祉部	山本部長，田中次長
健康づくり課	石川課長，中村主幹，大澤主査， 我孫子主査，横田主任栄養士， 平山保健師，藤原栄養士
子ども部	斉藤部長，池田次長
母子保健課	本岡課長，新井主幹，湯浅副主幹， 春山主査，西川主任栄養士， 山本歯科衛生士，関根保健師

【公開・非公開の別】 公開

【傍聴人】 0 名

【審議内容】

（事務局・平山）

皆様，こんにちは。定刻となりましたので，これより今年 7 年度第 1 回八千代市健康まちづくりプラン推進・評価委員会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます健康づくり課、平山と申します。よろしくお願いいたします。

私から、連絡事項等2点についてお知らせいたします。

始めに、当委員会は、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条により会議を公開するとともに、議事録作成のため録音をさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

2点目は、資料についてです。資料の一覧を配布しておりますので、そちらを御確認いただき、不足などがございましたら、事務局にお知らせください。

続きまして、健康福祉部長の山本より皆様に御挨拶申し上げます。

(健康福祉部・山本部長)

皆様こんにちは。健康福祉部長の山本でございます。

本日は、御多忙のところ、令和7年度第1回八千代市健康まちづくりプラン推進・評価委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の保健福祉行政に御理解、御協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

本市では、令和5年3月に八千代市第3次健康まちづくりプランを策定し、同計画の基本理念として「誰もが命を大切にし、健康づくりに主体的に取り組む、いきいきとした生活を送るまち」及び「安心して子育てができる環境が整ったまち」を掲げ、子どもから高齢者まで、市民の生涯にわたる健康づくりを推進してまいりました。

このような中、国においては、妊娠・出産から子どもが成長して大人になるまでの間に必要な支援を切れ目なく一体的に提供するため、成育基本法に基づく成育医療等基本方針の改定を始め関係法令等の整備が進められたことから、本市におきましても、令和7年3月に八千代市第3次健康まちづくりプランを改定し、成育医療等に関する施策を追加するとともに、既に掲げた取組も含め、目標値や取組内容を明記したところでございます。

新たな健康まちづくりプランの推進に当たりましては、これまで同様、市民お一人お一人に加え、家族や地域の方々、関係機関、行政などが連携し、地域全体で取組を進めていくことが重要となりますが、計画の実効性を高めるプロセスとして、本推進・評価委員会による評価を頂き、より良いプランへと改善を図ることとしております。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただくとともに、本市における健康づくりの推進に引き続き御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

ます。

(事務局・平山)

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

次第 3, 委員紹介でございますが、八千代市健康まちづくりプラン推進・評価委員会設置要領第3条にのっとり、19名の委員を委嘱させていただいております。

お一人ずつ委嘱状をお渡しすべきところでございますが、お時間の関係上、交付式は省略し、皆様の机の上に配付させていただいております。御了承のほど、お願いいたします。

これより委員の皆様の御紹介をさせていただきます。資料の「八千代市健康まちづくりプラン推進・評価委員会 委員一覧」の名簿順で御紹介いたします。

それでは、健康づくり課長石川より、お名前をお呼びいたしますので、恐縮ですがその場で一言御挨拶くださいますようお願いいたします。

(健康づくり課・石川課長)

健康づくり課長の石川と申します。お名前をお呼びいたします。

一般社団法人 八千代市歯科医師会 河野真吾委員

一般社団法人 八千代市薬剤師会 松本孝章委員

一般社団法人 千葉県助産師会 河添淳子委員

八千代市母子保健推進員 椎名豊子委員

八千代市民生委員児童委員協議会連合会 白坂ちえ子委員

八千代商工会議所 福田光宏委員

八千代市スポーツ推進委員協議会 会田智美委員

社会福祉法人八千代市社会福祉協議会 蜂谷賢一委員

八千代市自治会連合会 栗根秀光委員

八千代市長寿会連合会 渡部正敏委員

八千代市 PTA 連絡協議会 服部直也委員

市民委員 天正祐二委員

市民委員 柏木米子委員

千葉県習志野保健所 大関裕子委員

八千代市教育委員会保健体育課 和崎育代委員

ありがとうございました。

なお、細谷委員・東委員・寺島委員・岡崎委員におかれましては、欠席の御連絡を頂いております。

以上 19 名の推進・評価委員を迎え、八千代市健康まちづくりプラン推進・評価委員会を運営してまいります。皆様、よろしくお願いいたします。

（事務局・平山）

なお、本プランは、健康福祉部健康づくり課と子ども部母子保健課の二つの課で推進しております。時間の都合上、職員紹介は省略させていただきますので、両課職員につきましては、お配りしております次第の裏面の座席表を御覧ください。

続きまして、次第 4、議題に移らせていただきますが、本日は委員の改選後、初めての委員会となりますので、議長を務めていただく会長が不在となっております。このため、会長が選出されるまでの間、事務局にて進行をさせていただきます。

議題（1）「会長・副会長の互選について」に入ります。お手元にある資料 1、八千代市健康まちづくりプラン推進・評価委員会設置要領を御覧ください。

第 5 条にて、委員会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により定めるとしております。会長は会務を総理し委員会を代表するもので、副会長は会長を補佐し、会長に事故があった場合はその職務を代理する、としております。

どなたか立候補される方、あるいは推選していただける方はいらっしゃいますか。

（河添委員の挙手）

河添委員、よろしくお願いいたします。

（河添委員）

会長に福田委員、副会長に細谷委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

（事務局・平山）

ただ今、河添委員より、会長に福田委員、副会長に細谷委員という御推選がありました。皆様、いかがでしょうか。細谷委員は御欠席ですが、御承認いただけるようでしたら、拍手をお願いいたします。

（拍手）

拍手を多数頂きましたので、福田委員に会長、細谷委員に副会長をお願いしたいと思います。

それでは、福田会長は、会長の席に移動をお願いいたします。

（移動）

それでは、福田会長より御挨拶をお願いいたします。

(福田会長)

皆様、今日は御多忙のところ、八千代市健康まちづくりプラン推進・評価委員会に御出席いただき誠にありがとうございます。ただ今、御紹介に預かりました、福田光宏と申します。この度、皆様の御推挙により本委員会の会長という大役を仰せつかることになり大変身の引き締まる思いでございます。

八千代市では、誰もが健康でいきいきと暮らすまちづくりの実現を目指して第3次健康まちづくりプランを策定し、市民の皆様の健康寿命の延伸、主観的健康観の向上、そして健康格差の縮小を目標に取り組んできておりました。当委員会では、取組の推進と定期的な評価・見直しを通じて実行性のあるプランの実現を後押しする役割を担っていると思っております。多様な立場で専門分野をお持ちの委員の皆様の力を借りながら、現場の声を丁寧にくみ取ってまいりたいと思っております。円滑な議事運営と実りある議論ができるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局・平山)

ありがとうございました。

なお、大変恐縮ですが、健康福祉部長・次長、子ども部長・次長は公務のため退席させていただきます。御了承のほど、よろしくお願いいたします。

(退席)

それでは、八千代市健康まちづくりプラン推進・評価委員会設置要領第6条におきまして、会長が議長となるとしておりますので、ここからは議事進行を福田会長にお願いしたいと思います。福田会長、よろしくお願いいたします。

(福田会長)

それでは、次第に従って進めていきたいと思っております。議題(2)「八千代市第3次健康まちづくりプランの改定について」を事務局より説明をお願いします。

(事務局・西川)

母子保健課、栄養士の西川です。

令和7年3月に改定した、八千代市第3次健康まちづくりプラン(改定版)について御説明させていただきます。お手元に今日お配りしました黄色い小冊子、八千代市第3次健康まちづくりプラン(改定版)概要版も併せて御覧ください。

健康まちづくりプランは、国の健康増進法に基づく市町村健康増進計画であり、

国の示す「健康日本 21」やそれを踏まえて千葉県が策定する計画「健康ちば 21」を踏まえた上で、市の実情を反映させて策定する計画です。本プランは、食育に関する計画である食育推進計画を兼ねています。

また、八千代市では、八千代市市民の歯と口腔の健康づくり推進条例を制定しており、本プランは条例に規定する計画を兼ねています。歯と口腔の健康づくりに関しては、歯と口腔の健康づくり推進会議を設置し、協議・推進しています。

基本理念に、「誰もが命を大切にし、健康づくりに主体的に取り組み、いきいきとした生活を送るまち」と「安心して子育てができる環境が整ったまち」の二つを掲げています。また、キャッチコピーは「誰もが健康でいきいきと暮らすまちづくり」です。どの世代も健康でいきいきと笑顔で充実した生活を送ることができるまちづくりを進めていきたいという思いがこめられています。

基本理念を実現するために、本プランでは、三つの基本目標を掲げています。

一つ目は「健康寿命の延伸」です。健康寿命は、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間であり、健康寿命を延伸させるとともに、平均寿命との差である健康上の問題で日常生活に制限のある期間を短くしていくことが重要となります。生活習慣病やフレイルを予防し健康寿命を延伸するためには、乳幼児期から望ましい生活習慣を身に付けるとともに、市民が疾病予防のための行動を取ることができるよう、生涯にわたる健康づくりを推進します。

二つ目は「主観的健康観の向上」です。主観的健康観とは、自身の健康状態をどのように捉えているかを表す考え方です。病気や障がいの有無にかかわらず、誰もが自分なりの健康を維持しながら、自分らしい暮らしを送ることを目指します。

三つ目は「健康格差の縮小」です。本プランでは、健康格差の定義である「地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差」に加え、健康への関心が高い人と無関心な人との差も含めて健康格差と捉え、その縮小に努めます。健診未受診者への受診勧奨や、様々な受け手を想定した健康情報の発信、自然に健康になれる環境づくり等が健康格差の一助となると考え、それらの取組より健康格差の縮小を目指します。

これら三つの基本目標の達成度を図る目的で、二つの指標を定めています。

一つ目は「65 歳の平均自立期間」、日常生活で介護を必要としない期間です。基準値は男性 18.28 年、女性 21.16 年であり、延伸を目指します。

二つ目は「毎日を健やかに充実していると思う市民の割合」です。基準値は 80.5%であり、増加を目標としています。

第 3 次健康まちづくりプランは令和 5 年 3 月に策定しました。このような中、

国が 21 世紀の母子保健対策の方向性を示した「健やか親子 21」の取組を進める中で、急速な少子高齢化の進展や、子どもの健全な育成を保障する社会的施策が十分でないこと、子どもに対する支援に連続性がなく連携が図れていないなどの課題が出てきました。そこで、子育てを孤立させず子どもが心身共に健やかに育つことが保障される社会づくりのため、平成 30 年に成育基本法が制定されました。

その後、成育医療等基本方針により地方公共団体にも計画の策定が求められたことから、健やか親子 21 に基づいた母子保健の取組を健康まちづくりプランで推進していたことに加え、子どもから高齢者まで全市民の健康づくりを一体的に推進してきていること、基本理念にも沿うことから、第 3 次健康まちづくりプランに成育医療等に関する取組を盛り込んだ改定版をこの 3 月に策定しました。

基本目標の実現に向けて三つの基本施策、「健康的な生活習慣の取り組み支援」「疾病対策の推進」「健康づくりを支える環境整備」に、四つ目の基本施策として「成育医療等に関する取り組みの推進」を追加しました。推進に当たっては、ヘルスプロモーションの理念に市民、地域・関係機関、市の協働による取組の推進を目指します。

健康増進の取組は、一人一人の市民に加え、地域や様々な団体・事業所等、そして行政が協働することで、広く効果的に推進することができます。そのため、本プランでは、各分野の取組のところに「市民の取り組み」、「地域・関係機関等の取り組み」、「市の取り組み」をお示ししており、互いに協働し取組を推進しています。推進・評価体制としましては、本会議体の八千代市健康まちづくりプラン推進・評価委員会で行います。

ここからは、新たに 4 番目の項目として追加した成育医療等に関する取組について詳しく説明いたします。項目は指針で示されている 4 項目、「周産期」「乳幼児期」「学童期・思春期」「全成育期」です。その前に、成育の概念について説明いたします。

成育とは、出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程を意味します。成育医療等とは、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生じる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健、これらに密接に関連する教育、福祉等に関するサービスを指します。

つまり、安心して女性が妊娠・出産し、安心して養育者が子育てを行い、子どもが地域社会の中で健やかに成長し、次の世代を生み出す健康な成人に育っていくことが保障される社会を形成することが重要なので、支援の対象は、子どもに限らず生殖・妊娠期から老年期までのライフサイクルを意識した支援と

なります。

では、まず①周産期から説明します。それぞれの項目でめざす姿と数値目標を御説明します。具体的な取組については、この後の議題（４）「令和 7 年度の分野別における取組予定」で説明いたします。

①周産期のめざす姿は安心して妊娠期を過ごし、赤ちゃんを迎えるための健康管理や子育ての準備ができるとし、主な指標として産後ケア事業の利用率の増加を挙げています。

②乳幼児期です。著しく成長発達する乳幼児期ということで、周産期から引き続き全ての子育て世帯に対する切れ目のない支援を行うことはもちろんのこと、病気の早期発見や悩みの相談支援につなぐ取組がメインとなっています。

施策の方向性は、お子さんの健康づくりに関して関係機関と連携しながら取り組むこととし、めざす姿は、健診受診や生活習慣の獲得により、お子さんの健康を守る行動が取れることを掲げました。指標は、国の成育基本方針の指標に合わせており、子どもの健康に対する親の意識や関与が見えてくる指標です。

現状もかかりつけ医を持つお子さんは多いのですが、更に良い状態を目指します。かかりつけ歯科医については、乳幼児期はホームケア中心であっても、3歳で歯医者さんデビューをして定期的にむし歯予防の専門的処置ができれば理想的ですので、現在の55%よりも増えることを目指します。

続いて、③学童期・思春期です。学童期・思春期は、健康に関する様々な情報に自ら触れ、行動を選択し始めるなど、生涯を通じた健康づくりのスタートとなる重要な時期です。この時期に様々な知識を身に付けるための取組が必要です。めざす姿は、子どもが自分を大切にし、健康的な生活習慣を身に付け、将来の自分のライフプランに適した健康管理ができることを掲げました。そのため、数値目標の一つは朝食の欠食率としました。

最後に④全成育期です。周産期・乳幼児期・学童期・思春期の全ての世代で共通する大切にすべき点を掲載しています。子育て世代を取り巻く環境は複雑化しており、地域社会全体で子どもの成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないよう温かく見守り支える地域づくりが必要です。

社会的に子育て世代の女性の労働力が上がっていることと、八千代市は緑が丘地区や村上地区の造成などにより、男女とも全ての年代で転入者が多く、かつ若い世代の転入者の増加が著しい状況になっています。労働力と転入・転出入者の状況から、当市の特徴として地縁の薄い人が多く、働きながらの子育てをしている現状が伺えます。そのようなことから、親子が孤立することなく、子どもが地域の中で健やかに育つことができることをめざす姿に掲げました。指標は、この地域で子育てをしたいと思う親の割合としました。地域で子どもが健やかに育ち、安心して妊娠・出産・子育てができ、次世代を担う健康な成

人となる社会の実現に向け、また、全ての世代の笑顔が更に増えるよう、成育医療等の取組の推進を行ってまいります。

説明は以上となります。

(福田会長)

ありがとうございました。

ただ今の報告について、御質問等はございませんか。

(質問なし)

では、続きまして、議題(3)「八千代市第3次健康まちづくりプランに基づく事業の進捗状況調査について」を事務局から説明をお願いします。

(事務局・我孫子)

健康づくり課の我孫子と申します。第3次健康まちづくりプランにおける令和6年度の進捗状況調査の結果について御報告いたします。

始めに、進捗状況調査の概要についてお伝えいたします。本調査の目的は、第3次プランにおける事業の進捗状況を調査することで、プランの推進をするとともに、事業の評価を行うことです。調査内容は、令和6年度の実績及び令和7年度の予定とし、令和7年5月27日から6月13日までの期間に実施しました。調査対象部署は、こちらの15部署です。評価の方法については、調査票を各部署に配布し、各部署から回答を頂いております。

計画書35ページを御覧ください。一例を申し上げますと、「おいしく楽しくバランスよく食べて、健康につながる食生活を送る」というめざす姿に対して、市の取り組みとして「健康に配慮した食事に関する情報提供」という事業があります。この事業については、実施部署が健康づくり課と母子保健課になり、両課が事業の進捗状況を確認します。画面に表示している様式が調査票になります。令和6年度の事業が予定どおり実施されているかを確認し、事業の実績を調査しております。

分野別の集計結果です。全140事業中、予定どおり実施が139件、予定の一部を実施が1件、未実施は0件でした。99.3%が予定どおり事業を実施できていました。「予定の一部を実施」となったのは、障害者支援課の「障害者(児)や要介護状態の人向けの歯科治療や口腔ケアが可能な歯科医院の情報提供」で、相談があればその都度情報提供を行っていますが、障害児・者の口腔ケアの対応ができる市内歯科医院の集約に至らなかったということで、予定の一部を実施となっています。

進捗状況調査の報告は以上です。

(福田会長)

ただ今の報告について、御質問等はありませんか。

続きまして、議題(4)「令和7年度の各分野における取組予定について」を事務局から説明をお願いします。

(事務局・横田)

令和7年度の生活習慣部会の主な取組予定について御説明いたします。健康づくり課、栄養士の横田です。

お手元の資料4-①「令和7年度生活習慣部会の主な取り組み予定」を御参照ください。生活習慣部会は、食生活、身体活動・運動、歯と口腔の健康、休養・こころの健康、飲酒、喫煙の6分野があります。その中から、令和7年度の主な事業について三つの分野を御説明します。

一つ目は、1の食生活分野です。令和7年度の新たな取組につきましては、資料4-①、1.食生活の取組予定の(1)健康に配慮した食事に関する情報提供について、今年度より毎年テーマを決めて実施することとしました。今年度のテーマは「朝食」です。情報発信のほか、市ホームページにも朝食について掲載しております。また、(7)災害などの非常時に備えた食に関する普及啓発について、母子健康手帳交付時に妊娠出産時期の食料備蓄についての情報提供をしております。

次に、継続の事業となりますが、(5)健康に配慮した食環境づくりの推進は、令和6年度に引き続き「やちよ元気UP応援店」を実施します。1食で120g以上の野菜を使用しているメニューや、主食・主菜・副菜がそろったバランスメニュー等の健康に配慮したメニューを提供している市内の飲食店を「やちよ元気UP応援店」として登録し、市民の健康づくりを応援する飲食店として御協力いただきます。昨年度は、15店舗、19メニューの登録がありました。参加した飲食店からは、「市認定のお墨付きが付いたので、信頼度が上がったと思う」や「市民の健康への意識向上にお役に立てて嬉しかった」などの御意見を頂きました。

今年度の実施期間は、8月31日(野菜の日)から11月30日まで。登録数は、21店舗、37メニューとなっております。市ホームページや市公式Xのほか、広報広聴課と連携して作成した動画をやちよニュースクリップに掲載し、周知を行う予定です。8月31日から始まりますので、委員の皆様も市のホームページなどを御確認いただき、是非「やちよ元気UP応援店」に足をお運びください。

次に、2の身体活動・運動の分野です。令和7年度の新たな取組につきましては、資料は、今見ていただいた食生活の裏面になります。取組予定の(4)

やちよ元気体操等の気軽に行える体操の普及啓発について、6月17日のFMふくろうの「市民が主役のラジオ」にて、やちよ元気体操の取組を体操グループ応援隊に御協力いただき紹介いたしました。市民に広く周知できたのではないかと思います。また、市ホームページには、掲載の同意を得たやちよ元気体操グループの紹介ページを作成し、地区ごとに活動している体操グループを閲覧することができます。

なお、今年度は移動スーパーが立ち寄る場所を会場とした青空体操広場を八千代台と大和田で実施する予定です。そのほか、やちよ元気体操応援隊の養成・自主活動支援や、市内お出かけ情報の配信などに取り組んでまいります。

最後は、3の歯と口腔の健康の分野です。令和7年度の新たな取組につきましては、歯と口腔の健康に関する情報を新たに市ホームページに掲載いたします。（1）かかりつけ歯科医を持つことの重要性、（2）歯科疾患が全身の健康に影響することや、むし歯や歯周病の早期発見・早期治療が望ましいことについて、（3）避難所での口腔衛生に関する普及啓発につきましては、歯と口の健康週間時に「災害時のお口のケアハンドブック」を市ホームページに掲載いたしました。そのほか、歯みがき剤の利用方法の周知や、総合防災訓練でのリーフレットの配布などに取り組んでまいります。

スライド資料にはありませんが、4.休養・こころの健康、5.飲酒、6.喫煙につきましては、お手元の資料のとおり、昨年度と同様に取り組んでまいります。

生活習慣部会の主な取組予定については以上です。

（事務局・大澤）

次に、疾病対策部会の主な取組予定について御説明いたします。健康づくり課の大澤です。

お手元の資料4-2の「令和7年度疾病対策部会の主な取り組み予定」を御参照ください。疾病対策部会は、「生活習慣病予防・早期発見」と裏面の「感染症対策」の2分野があります。その中から、主なものを御説明します。

まず、「生活習慣病予防・早期発見」の分野の令和7年度の新たな取組予定につきましては、資料の（2）のライフステージに応じた健康診査の実施について、①の妊娠期から乳幼児期の健康診査の二つ目、令和6年度に改訂した幼児健診の受診票を基に、今年度は医師会御協力の下、幼児健康診査マニュアルを改訂いたします。

次に、（2）の②の成人期から高齢期の健診の四つ目、「令和7年度八千代市がん検診・特定健康診査等のご案内」の封筒に「開けてみよう 受けてみよう」というキャッチフレーズと「検診費用の90%を八千代市が補助します」という文言を印字しました。受診率向上につながればと考えております。

そのほか、令和 6 年度に引き続き、ユアエルム八千代台店での集団健診の実施や、生活習慣病予防の講演会の実施等に取り組んでまいります。

続きまして、資料裏面の「感染症対策」分野についてです。令和 7 年度の実施予定につきましては、(1) の二つ目、帯状疱疹ワクチンが定期接種となり、対象者に 5 月下旬に予診票を送付しています。また、(2) 国や県の方針に基づき、新型インフルエンザ等対策行動計画を改定します。

そのほか、令和 6 年度に引き続き、乳幼児や高齢者の定期予防接種の実施や、季節や感染症流行に応じた情報の発信等に取り組んでまいります。

疾病対策部会の主な実施予定については以上です。

引き続きまして、健康づくりを支える環境整備の実施予定について御説明いたします。お手元の資料 4-3 の「令和 7 年度健康づくりを支える環境整備の主な実施予定」を御参照ください。

こちらの分野につきましては、健康づくりを支えるための環境づくりとして、地域のつながりの強化や安心して子育てできる体制整備を進めるため、昨年度に引き続き、相談窓口の周知や、やちよ元気体操を始めとする市民活動の支援、情報発信に取り組んでまいります。委員の皆さんのお力添えを是非よろしくお願いいたします。

環境整備に関しては以上です。

(事務局・西川)

令和 7 年度の実育医療等に関する実施の推進予定について御説明いたします。お手元の資料としては、資料 4-④を御参照ください。

それでは、周産期から説明します。妊娠・出産という人生の一大転機を迎える妊産婦が、喜びをもって子どもとの新生活を送ることができるよう妊娠期から出産、乳幼児期まで切れ目ない支援を提供し、安心して子育てができる体制を整えることが大切となっています。

妊娠された方の支援の入口である母子健康手帳の交付では、御家族の方が同席される割合も高くなっており、30 分から 40 分くらいの時間で、市のサービスの説明やパパに知ってほしいことなどを説明しています。この母子健康手帳交付をきっかけに、妊婦さんに寄り添う相談支援と妊婦のための支援給付事業があります。そのほか、妊娠期の講座を開催して不安の軽減に努めています。

産後においては、この 10 月から新たな実施として産婦健診事業を開始します。産前産後は、身体も心も生活も変化して、精神的に不安定になりやすい時期です。産婦健診事業と産後ケア事業を通じて、産後間もないお母さんの心と体の健康保持や、産後うつ病の予防に取り組めます。

産後ケア事業とは、出産後に安心して子育てできるよう、宿泊・通所・家庭

訪問などにより母子へのケアや育児のサポートを行い、産後の生活を支援する事業です。

次は乳幼児期です。乳幼児期は成長発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であることから、乳幼児健診等の実施をしています。

八千代市では、乳幼児健診及び予防接種は医療機関での個別実施となっており、かかりつけ医を見つける機会ともししています。実際、地域の医療機関にかかり始めるのは生後 2 か月から始まる予防接種からとなり、3～6 か月健診、9～11 か月健診、1 歳 6 か月健診、3 歳児健診という切れ目なく続く健診体制の中で、継続的に子どもの成長や発達を見てもらえるメリットもあることから、かかりつけ医やかかりつけ歯科医の推進をより進めています。

次は学童期、思春期です。学童期、思春期は多感な時期です。成育の概念の中でも、この学童期、思春期は情報にたくさん触れ、行動を選択するなど自身の生涯の健康づくりのスタートの時期といっても過言ではありません。

令和の時代を迎え、進学・就職・結婚・出産といった人生の節目となる出来事の在り方や考え方も大きく変わり、多様な価値観が広まっていることは皆様も日々感じておられることと思います。仕事と生活の調和を求める考え方も広がり、働き方のスタイル、結婚をするのかしないか、子どもを持つか持たないか、今では、選択肢や選択のタイミングも様々です。自分に合うものを多様な選択肢から選び取れるよい面もあれば正しい知識の基に選択できないと、選んだ後に後悔することにもなりかねません。

皆さんはプレコンセプションケアという考え方を御存じですか？若いうちから将来のライフプランを考えて健康管理をすることで、生涯にわたる質の高い生活を目指すプレコンセプションケアが、近年注目されています。若い人だけに限ったことではないの？と思われた方もいらっしゃるかと思います。そんなことはありません。正しい知識を持ち、日々の生活と向き合うことは、次世代を含めた全ての人の健康と豊かな人生につながります。

広報やちよ 6 月 1 日号の 4 ページに、プレコンセプションケアについて記事を掲載しました。五つのプレコンアクション、実践してみてください。

学童期、思春期の取組に戻ります。先ほど御紹介したプレコンセプションケアについて様々な方法での情報発信に努めます。また、結婚を機にライフプランや生涯を通じた健康を考える機会となるよう、婚姻届提出の際にプレコンノートの配布を行います。

最後は全成育期です。地域社会全体で子どもが豊かな人間関係の中で成長発達できるよう、温かく見守り支える地域づくりを目指します。

母子保健課でも生後 2 か月頃の赤ちゃんを子育て中のお宅に訪問して、地域情報を伝えてもらったりする母子保健推進員さんの組織があります。地域子育て

て支援センターや母子保健推進員さんと連携して子育てしやすいまちづくりに向けた地域会議を行っています。そして、皆様個人や組織においても、子育て中の親子のことで気掛かりなことがあったら、母子保健課を紹介してもらえたらと思います。

以上で成育医療等に関する取組予定についての御説明を終わりにします。

(福田会長)

ありがとうございました。

令和7年度の各分野における取組について説明をしていただきましたが、ただ今の説明について、御意見・御質問はありますでしょうか。

(質問なし)

では、私から1点よろしいでしょうか。

疾病対策の取組で、带状疱疹ワクチンの定期接種が5月下旬から予診票を送ったということですが、対象年齢が65歳、70歳と5歳刻みとなっていて、自分の認識ですと带状疱疹は50歳を超えたら発症率が上がると聞いたことがあるのですが、65歳からというのは何か基準があるのでしょうか。

(事務局・我孫子)

予防接種法という法律で65歳以上と決まっており、高齢者というくくりでそのような年齢からになっています。

それ以下の年齢でも受けていただくことはできますが、全額自己負担というのと、法律に定まった予防接種ですと何か健康被害があったときに補償される可能性があります。法律に基づかない任意の予防接種になりますと、そういったものがなくなってしまうという形になります。

(福田会長)

ほかの市では、市が一部を助成するという話も聞いたことがあります。

(事務局・我孫子)

八千代市では、今のところは考えていません。

(福田会長)

分かりました。ありがとうございました。

ほかに何か御質問や御意見はございませんか。ないようであれば、これにて推進・評価委員会は閉会いたします。